

奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県条例第五十一号

奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

奈良県立高等学校等設置条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の表奈良県立奈良養護学校整肢園分校の項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。